

②届出を要する食品関係営業施設

2023年(令和5年) 年末

都道府県・保健所設置市・特別区名： 宮城県

区 分	表示に関する調査・監視指導延べ施設数	表示基準違反発見延べ施設数	食品表示法			食品衛生法 20条	健康増進法 65条1項	その他	他機関に情報回付等	原産地及び原料原産地	行政処分延べ施設数				行政処分以外の措置延べ施設数				告発件数
			衛生事項 (府令11号7 条1項(2項を 除く。))	保健事項 (府令11号7 条2項)	品質事項 (旧JAS法由 来のもの)						食品表示法		食品衛生法		口頭による 改善指導		書面による 改善指導		
											4条の規定に基 づく表示基準違 反による6条8項 の処分	4条の規定に基 づく表示基準違 反による6条5項 の処分	20条違反による 60条の処分	20条違反による 59条の処分	食品表示法 4条の規定に基 づく表示基準	食品衛生法 20条	食品表示法 4条の規定に基 づく表示基準	食品衛生法 20条	
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)		
1 魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)	24																		
2 食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)	31																		
3 乳類販売業	61	2		2										2					
4 氷雪販売業																			
5 コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	26																		
6 弁当販売業	2	1	1											1					
7 野菜果物販売業	9	2		2										2					
8 米穀類販売業	2																		
9 通信販売・訪問販売による販売業																			
10 コンビニエンスストア	2																		
11 百貨店、総合スーパー	26																		
12 自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。)	4																		
13 その他の食料・飲料販売業	13																		
14 添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)																			
15 いわゆる健康食品の製造・加工業																			
16 コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)																			
17 農産保存食料品製造・加工業	12																		
18 調味料製造・加工業																			
19 糖類製造・加工業																			
20 精穀・製粉業	6																		
21 製茶業	1																		
22 海藻製造・加工業	1																		
23 卵選別包装業																			
24 その他の食料品製造・加工業	10																		
25 行商																			
26 集団給食施設	8																		
27 器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)																			
28 露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの																			
29 その他	6																		
合計	244	5	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	

※1～5は旧許可業種であった営業、6～13は販売業、14～24は製造・加工業、25～29は上記以外のもの(改正法による改正後の法第68条第3項において準用されるものを含む。)